

## 社会保険の加入率100%に向けた取組

平成27年9月4日

(一社)日本電設工業協会 人材委員会  
社会保険未加入対策検討小委員会

電設協は、「社会保険加入促進計画」(平成24年9月制定)に基づき、同計画の計画期間(平成24年度～平成28年度までの5年間)の中間時点として、本年2月

① 会員企業とその協力会社の社会保険の加入状況

② 団体会員(都道府県協会)の社会保険加入促進に向けた取組状況

等を把握することを目的として、社会保険の加入状況等の実態調査を実施し、その結果を6月にホームページに掲載しました。

調査結果によると、電設協の会員企業の社会保険加入率は、100%であり、また、会員企業の協力会社の加入率は、健康保険92.4%、年金保険91.2%、雇用保険88.1%と高水準の加入率となっています。

社会保険未加入対策検討小委員会は、「社会保険加入促進計画」の目標に掲げる「企業会員及び企業会員の協力会社の加入率100%」の達成を目指すために会員企業等が取り組むべき具体的な方策を整理しましたのでご活用下さい。(資料-1)

また、当小委員会各社の具体的な取り組み事例を掲載しましたので、参考として下さい。(資料-2 参照)

### ～ 人材委員会 社会保険未加入対策検討小委員会 委員一覧 ～

主査	下條 信幸	住友電設(株)	技術部主管
委員	石田 昇司	西山電気(株)	工事本部 工事管理部安全・品質保証グループ
委員	齋藤 衛	大坪電気(株)	常務取締役
委員	坂下 充	日本リーテック(株)	工務本部 執行役員 工務本部長
委員	千石 正壽	(株)ユアテック	東京本部 設備技術部 担当部長
委員	高桑 和秀	日本電設工業(株)	営業統括本部 工務統括部 工務統括課長
委員	星野 道弥	(株)関電工	安全・環境・品質本部 品質検査部長

### <参考資料>

参考1:「社会保険加入促進計画」

参考2:「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」

## 社会保険の加入率100%に向けた取組（案）

<p>(1) 協力会社への指導の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年3月を目途に加入を進める。</li> <li>・平成29年4月以降未加入の場合、契約できないなど、社会保険加入の期限を決め、協力会社連絡会議等で周知指導を行う。</li> </ul>
<p>(2) 下請企業選定時の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月以降は、社会保険加入業者との契約を原則とする。未加入業者は、選定対象から除外するなどの周知指導を行う。</li> <li>・未加入業者に対して、社会保険労務士事務所を紹介し加入の説明を行う。</li> </ul>
<p>(3) 現場への施工体制台帳・再下請通知書、作業員名簿等を活用した確認指導の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制台帳・再下請通知書作成時の社会保険加入状況の確認及び記入の仕方を繰り返し指導する。</li> <li>・社内の勉強会や現場巡回時に、現場代理人にチェックの仕方等の説明指導を行う。</li> </ul>
<p>(4) 本社（支店・支社及び営業所）から施工現場への支援の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パトロール時等、現場巡回時に作業員名簿、新規入場者届セットで確認し、記入内容が適正か否かの確認方法の指導を行う。</li> <li>・社会保険加入のパンフレット等を現場内に掲示する。</li> <li>・支店、支社、営業所等の出先ごとに社会保険加入状況リストを作成する。</li> </ul>
<p>(5) 協力会社の社会保険加入指導後も未加入の場合の具体的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入業者に対して、社会保険労務士事務所を紹介し加入の説明を行う。</li> <li>・平成29年度以降は、原則として契約しない。</li> </ul>
<p>(6) 法定福利費内訳見積書活用の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議で、協力会社に法定福利費の内訳明記された見積書の提出を指導する。</li> <li>・協力会社との契約時の指導（支払方法・金額の取決め方法・注文書及び請書の記載方法等）を行う。</li> <li>・外注契約時に、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を義務付ける。</li> </ul>
<p>(7) 法定福利費内訳見積で契約した協力会社に対し、精算の具体的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、2次協力会社が適用除外であっても契約金額を100%支払う。</li> <li>・追加変更工事が発生した場合は、増減を検討する。</li> </ul>
<p>(8) 上記以外の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請の場合、新規入場者届に社会保険加入状況の記入欄を設けて確認をする。</li> <li>・元請の場合、協力会社に建退協制度の説明と対象となる作業員の加入指導を行う。</li> <li>・会員企業は、場合により社会保険労務士と連携して具体的な指導を行う。</li> </ul>

以上

	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社
<b>(1) 今後の協力会社への指導の具体的な取組</b>	平成28年3月を目途に加入を推進している。現在は年4回開催する「協力業者連絡会議」と年3回開催する「協力業者安全勉強会」を通じてPRしている。その時に平成29年4月以降未加入業者は使用できない事を説明している。	当社の安全協力会及び災害防止協議会に加入している外注労務の協力会社の社会保険加入率は、支店を含めて20社ありますが、100%です。	協力会社に対しては、協力会社等を通じてH29年度以降は未加入業者との契約は出来ない旨を説明していく。下請負業者についても安全教育の場等において説明していく。さらに再下請負業者についても同様であることを、協力・下請負業者より説明するよう依頼していく。	未加入会社に対して、管轄する本社、本部、支社から加入への指導をお願いしている。また、1次協力会社は、再下請会社の加入状況を把握してもらい、加入指導をお願いしている。	2015年10月末までに加入しなかった場合、顧客要望等の理由以外は現場の出入りを禁止することとし、1次協力会社に加入促進の指導を行い、確約書をもらうことを検討する。	H28年4月以降は社会保険加入業者との契約を原則とする旨協力会社に周知する。(会社方針)	個人事業所で社員数が5名以上となり、適用除外でなくなった会社への指導。
<b>(2) 今後の下請企業選定時の具体的な取組</b>	未加入業者に対して、社会保険労務士事務所を紹介し加入して貰う説明を行っている。当社からの補助金もPRしている。	上記以外の取引のある協力会社(外注材・外注工事・外注労務・外注試験・外注設計)の加入状況調査及び指導は実施していません。今年度中に指導方法及び加入状況調査をどのようにしていくか施策を、工事部及び工事管理部で検討して行く予定。指導を行った上で、H28年度中までに加入していない協力会社とはH29年度からは取引しない方向で検討して行く考え。	外注選定時に社会保険の加入状況を確認していく。(現在は社会保険未加入業者でも可。)	弊社としては、平成29年3月まで未加入会社の排除等を行う予定はありません。ただし日建連に合わせたゼネコンの下請けの場合、平成27年4月より1次会社排除、28年4月より2次会社も排除せざるを得ない状況。	2015年10月末までに加入しなかった場合、顧客要望等の理由以外は現場の出入りを禁止する。	H28年4月以降は社会保険加入業者との契約を原則とする。未加入業者は選定対象からはずす。	今までと同様に社会保険の加入状況の把握。一次業者に二次、三次業者へ保険未加入業者への加入指導を行う。
<b>(3) 今後の施工体制台帳・再下請通知書を活用した確認指導の具体的な取組</b>	社内の勉強会や現場巡回時に安全課が主体となり、現場代理人にチェックの仕方の説明、指導を行なっている。今後も継続していく。	現在、建設サイトによる施工体制台帳等の安全書類で協力会社の社会保険加入状況は確認しています。その時に未加入の法人の場合は、口頭にて協力会社及び当社現場代理人にH29年度以降は取引が出来ない旨の指導を行っている。また、建設サイト以外の場合は、現場の安全パトロール時に未加入の協力会社がいた場合、当社現場代理人及び担当者に、加入の指導をするように指示をしている。	現在も安全パトロール等において社会保険の加入状況を確認しており、継続していく。	施工体制台帳を確認する現場は、協力会社の担当者や作業員のため、簡単な指導にとどまっている。具体的指導は、上記(1)による。	会社の加入状況の記入しかたを繰り返し指導していく。また、作業員名簿、新規入場者届とセットで確認し、記入内容が適正かどうかの確認方法を1次協力会社に繰り返し行う。	H28年4月以降は、施工体制台帳で社会保険未加入業者か否かを識別する。再下請通知書に社会保険に加入していなければならぬ旨、明記している事を確認する。	現場パトロールの際に作業員名簿にてチェックの実施。
<b>(4) 今後の作業員名簿を活用した確認指導の具体的な取組</b>	社会保険欄が未記入の場合、安全課が協力業者の事務関係者(事業主等)に連絡確認を行っている。その際、保険の写しを依頼している。未加入の協力業者に対しては再度加入の依頼を行っている。	現在、作業員名簿内の社会保険加入状況で協力会社の社員か個人事業主か一人親方かを確認している。その結果、個人事業主及び一人親方が社会保険の未加入であった場合でも加入の指導はしていない。一次協力会社に二次協力会社以降の加入指導のお願いをしている。	(3)と一体で確認していく。	同上	作業員の加入状況の記入しかたを繰り返し指導していく。また、施工体制台帳・再下請通知書および新規入場者届とセットで確認し、記入内容が適正かどうかの確認方法を1次協力会社に繰り返し行う。	作業員名簿で、作業員一人ひとりの社会保険の加入状況を確認する。	現場パトロールの際にチェックの実施。

	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社
<b>(5) 今後の本社(支店・支社及び営業所)から施工現場への支援の具体的な取組</b>	本社の安全課または、品質管理課が定期的に現場を巡回し、確認、指導を行っている。	上記(3)で記載した内容と会議室に社会保険の加入のパンフレットを掲示しています。また、月1回の工事部会の時に適宜に社会保険加入促進の話をしている程度です。	H28年度上期まで、支社ごとに社会保険加入状況のリストを作成する予定である。H28年度下期以降、それを外注選定時の資料とする。また協力・下請負業者からの見積については、契約時には社会保険別枠表示にするよう指導を行っていく。	各支社施工担当者会議、TV会議等で施工担当者に加入への取り組みを引き続き周知していく予定。また現場巡視時に現場担当者に指導を行っていく。	現場巡視時に安全書類等の確認を行い、社会保険加入状況等の記載状況を確認し、現場担当者、作業責任者に指導を行う。	現場パトロール等で現場代理人の行き届かないところを指導していく。	現場パトロールの際に作業員名簿でチェックの実施。
<b>(6) 今後、協力会社の社会保険加入指導後も未加入の場合の具体的な対応について</b>	平成29年4月以降は使用しない。(但し、適用除外業者は別)	平成29年度以降の取引は、行わない予定です。	H29年度以降は契約しないこととする。	平成29年度以降は、加入していることのメリットを説明しながら、継続的な指導を行う。	2015年10月末までに加入しなかった場合、顧客要望等の理由以外は現場の出入りを禁止する。	基本的に社会保険未加入業者とは契約しない。地道に社会保険へ加入する事をお願いする。	一次業者を通じての二次、三次業者への指導。社会保険労務士を活用しての指導。
<b>(7) 今後の法定福利費内訳見積書活用の具体的な取組</b>	年4回の「協力業者連絡会議」において、電設協で作成した「電気設備工事 標準見積書作成手順」を利用し具体的に説明、指導を行っている。又、契約時は購買課にて再度具体的に説明指導を行う予定。	平成27年度中に以下の具体策を決める。 1、協力会社に法定福利費内訳明記された見積書の提出指導 2、協力会社との契約時の検討(支払方法・金額の取決め方法・注文書及び請書の記載方法等)	現在はゼネコンの要求により個別に対応している。今後はゼネコンの要求が増加することが予想されることから、ゼネコンごとの見積様式に合わせた対応を強化していく必要がある。協力・下請負業者については(1)における社会保険説明時に、社会保険別枠表示と一緒に説明していく。	法定福利費を見積りに記載することは周知しているが、具体的運用方法は10月以降試験運用し問題点を解決し来年度より運用できるよう検討を行っている。	標準見積書の活用を繰り返して説明していく。	外注契約時には、法定福利費を内訳明記した見積書を義務付けている。メーカー外注費等の法定福利費別明記はかなり難しい。	協力業者の社会保険費を明記した見積書の指導の強化。
<b>(8) 今後の法定福利費内訳見積りで契約した協力会社に対し、清算の具体的な対応について</b>	本工事については、適用除外の応援電工が入場したとしても契約金額を100%支払い。追加変更工事が発生した場合に増減を行う。	平成27年度中に以下の具体策を決める。 1、本工事でも下請けに適用除外の労働者がいた場合の法定福利費の減額について 2、追加変更工事があった場合に適用除外の労働者の法定福利費の扱いについて	本工事、追加変更工事とも増減はしない方向である。	原則としては、追加変更金額に応じた法定福利費を支払う。具体的運用方法は上記(7)と合わせ検討を行っている。	・協力会社から提示された法定福利費に対し、査定はしていない。 ・工事完成後の見直しは、2次協力会社が適用除外であっても行っていない。	一式請負契約なので、基本的には特段の対応はない。(適用除外者の経費を差引く事はしない) 労務費が変更になるような設計変更があるときは、労務費をきめて法定福利費を決めている。	協力業者の社会保険料の明記したものでの査定、契約を行うように指導。
<b>(9) 上記以外で各社が行っていること、これから取組を考えていることを記載してください。</b>	2次、3次協力業者に対し、加入指導を行う為の具体的な方策を検討していく。	今後、実施していて不都合があった場合には、早期に検討し改善して行く予定である。	労務関連メーカー見積についても、社会保険別枠表示を行っていく必要がある。	必要に応じ、経営者に意識付けが出来るよう社会保険労務士による講習会を検討している。	新規入場者届に社会保険加入状況の記入欄を設けた。これからの取り組みとして社会保険とは関係ないが、協力会社に建退共制度の説明を行い、対象となる作業員に加入推進の指導を行っていく予定。	正当な適用除外者に対しては、差別できないので今後とも規制外と考えている。今後とも社会保険に加入するようアナウンスしてゆく。	社労士と連携しての具体的な指導。